

令和8年6月2日

保護者様

守山市立中洲小学校
校長 横山 勇一

非常変災その他緊急事態に伴う臨時休業等について（改訂のお知らせ）

平素は、本校教育推進のため、ご理解、ご協力をありがとうございます。

さて、本件につきましては、令和8年5月1日付けでお知らせいたしましたが、このたび滋賀県教育委員会より、「非常変災時その他緊急事態における市町立学校の非常措置基準」が改訂されました。

これに伴い、台風・豪雨・地震等の非常災害時の対応につきまして、下記の通り改訂いたします。なお、改訂箇所につきましては、アンダーラインで表記しております。ご理解とご協力を賜われますようよろしくお願いします。

なお、日ごろから、子どもが登校してから下校するまでの、当日のお家の方々の所在を、子どもたちに知らせておいていただけるとありがたいです。

記

- 1 滋賀県・近江南部・守山市のいずれかに『特別警報』、『危険警報』、『暴風を含む警報』が発表された場合

発表時期	措 置
午前7時の時点で発表されている	臨時休業
児童が学校にいる間に発表	終業時間の繰り上げや一斉集団下校など

＊ただし、暴風を含まない「大雨、氾濫、土砂災害、強風、風雪、大雪、雷の注意報」が発表された場合は、臨時休業とはなりません。

- 2 『特別警報』、『危険警報』、『暴風を含む警報』が解除された後の措置
基準時刻（午前7時）までに解除されても、児童の危険が予測される場合には、守山市教育委員会と協議のうえ、始業・終業時刻の変更や臨時休業の措置をとる場合があります。

※必要に応じて「メール配信」にてお知らせします。

- 3 児童の在校中、雷・急な豪雨等の対処が必要な場合
下校時刻の繰り下げ、場合によっては児童の引き渡しを行うことがあります。
※必要に応じて「メール配信等」にてお知らせします。

- 4 上記以外の場合

『特別警報』や『危険警報』、『暴風警報』が発表されていない場合でも、危険な状況が考えられる場合は、守山市教育委員会と協議のうえ「始業・終業時間の変更」や「臨時休業」の判断をする場合があります。その場合は、学校からのメール配信等で連絡しますので、その内容にしたがってください。特に、登校時間前におきましては、午前7時までにメール配信します。

- 5 児童クラブ室（学童）について
小学校が休校になった場合、児童クラブ室（学童）も休室になります。ご了解ください。

- 6 児童の引き渡しについて
原則として、以下のいずれかに該当するときは、児童を学校待機とし、保護者への「引き渡し」を実施します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 守山市において、震度5強以上の地震が発生した場合② 内閣府から大地震に備え、滋賀県に「警戒宣言」が発令された場合③ 地震等で通学路や近隣家屋に損傷が見られ、下校が困難と判断される場合④ 学校施設が一時避難場所として提供される場合⑤ 警察から学区内に凶悪犯人等が潜伏中との情報を得た場合 |
|--|